

福生市告示第 146 号

特定建設作業に伴う騒音の規制基準の地域区分

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号に規定する市長が指定する区域は、次のとおりとする。

平成 27 年 9 月 2 日

福生市長 加 藤 育 男

平成 27 年福生市告示第 145 号により指定した地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域
- 2 前項に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する
図書館

(5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する
特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼
保連携型認定こども園